

令和2年度

## 定期監査結果報告書

中津川市監査委員



中監査第31号  
令和3年2月15日

中津川市長	青山節児様
中津川市議会議長	岡崎隆彦様
関係行政委員会の長	様

中津川市監査委員  
今井正義  
田口文数

令和2年度定期監査の結果について

令和2年度の定期監査を地方自治法第199条第4項の規定により実施したので、その結果を同条第9項の規定により報告します。

# 目 次

1	監査の期間	.....	1
2	監査の対象	.....	1
3	監査の範囲及び方法	.....	3
4	監査の結果	.....	3

## 1 監査の期間

前期 令和2年 7月 1日から令和2年 8月25日まで

後期 令和2年10月 1日から令和2年10月29日まで

## 2 監査の対象

令和元年度中津川市の財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理と令和元年度の現況について次の部・課等の監査を行った。

### ■ 市長公室

秘書課・人事課

### ■ 政策推進部

政策推進課・広報広聴課・まちづくり推進室・リニア駅対策室・  
観光施設整備室

### ■ 総務部

総務課・情報政策課・防災安全課・消費生活相談室・財政課・  
資産経営課・税務課・債権管理課

### ■ 定住推進部

定住推進課・市民協働課・山口総合事務所・坂下総合事務所・川上  
総合事務所・加子母総合事務所・付知総合事務所・福岡総合事務所・  
蛭川総合事務所・中津事務所・苗木事務所・坂本事務所・落合事務  
所・阿木事務所・神坂事務所

### ■ 市民福祉部

社会福祉課・高齢支援課・介護保険課・子ども家庭課・子育て支援  
センター・健康医療課・健康寿命対策室・地域総合医療センター・  
国保直診診療所・市民課・新斎場建設準備室・保険年金課

### ■ 農林部

農業振興課・有害鳥獣対策室・家畜診療所・畜産センター・林業振  
興課・農林整備課

### ■ 商工観光部

工業振興課・企業誘致推進室・商業振興課・観光課

■文化スポーツ部

生涯学習スポーツ課・オリンピック推進室・中央公民館・図書館・  
蛭川済美図書館・文化振興課・鉱物博物館・市史編さん室

■リニア都市政策部

都市建築課・リニア対策課・リニア推進坂本事務所・リニア駅周辺  
整備課

■建設部

建設課・用地課・管理課・福岡基盤整備課

■環境水道部

環境政策課・環境センター・汚泥処理センター・水道課・下水道課・  
浄化管理センター・水道経営課

■教育委員会事務局

教育企画課・施設計画推進室・学校教育課・教育研修所・幼児教育  
課・発達支援センター・阿木高等学校・阿木中学校・坂本中学校・  
苗木中学校・第一中学校・落合中学校・第二中学校・阿木小学校・  
坂本小学校・苗木小学校・西小学校・落合小学校・下野小学校・南  
小学校・東小学校・阿木保育園・下野保育園

■消防本部〈中消防署（坂下分署）・西消防署（蛭川分署）・北消  
防署（加子母分署）含む。〉

■病院事業部

中津川市民病院・国保坂下診療所・坂下老人保健施設

■会計課

■議会事務局

■農業委員会事務局

■監査委員事務局

### 3 監査の範囲及び方法

#### (1) 範囲

各部課における収入、支出、契約、現金の出納保管、財産管理等の事務の執行について、合法性・正確性、支出の経済性・効率性、事務運営の合理性・健全性等の観点から監査を行った。

#### (2) 方法

事前に提出された監査資料に基づき、関係職員から事務・事業の概要、執行状況、本年度の重点目標、課題等について説明を受け、質疑を行い、必要に応じ関係書類を点検し、併せて収入・支出のうち重要性が大きいと思われる事業を試査により抽出し、証拠書類等と照合した。

### 4 監査の結果

各課等の事務・事業の執行状況については、全般的に適正であることを確認した。

軽易な事項については、その都度口頭により伝え、指摘・改善事項については、進捗管理システムを活用してその後の対応状況を監察している。

なお、主な監査意見は次頁のとおりである。

### **(1) 坂下診療所について**

坂下診療所は訪問看護部門、老健施設部門は黒字となっているが、診療所部門が大きく赤字である。これは、旧国保坂下病院から受け継いだ施設の減価償却費及び維持管理費が大きな要因である。現在、坂下診療所が1階・2階・4階の一部、坂下老人保健施設が3階を利用しているが、未利用スペース部分についても坂下診療所に経費として割振られ、大きな経営負担となっている。また、この施設のために借入れた企業債の返済も大きな負担となっている。

早急に未利用スペースの活用を検討されたい。川上地区、山口地区を含めた広域的な総合事務所並びに公民館等の公共施設移転統合による経費軽減、さらには診療業務の効率化のため川上診療所統合による収支改善を推し進められたい。

### **(2) 組織づくりについて**

現在、地方公務員の数を減らそうとする傾向はどの自治体でも見られることである。このため各職員の仕事量は増え、外部人材の登用に頼らざるを得ない例も数多く見る事が出来る。しかし、各部署全体を通してみると、同じ課題について複数の部署が関与している事実も見受けられる。例えば、空き家に関してはその活用と管理の担当課が分かれているが、本来は情報の一括管理を行い市民に対して適正な管理から有効な活用までの相談をワンストップで対応できることが望まれる。また滞納整理では一部案件で一括対応により効果を上げているが、更なる連携強化による収納率向上が期待される。これは、福祉・介護・教育・少子高齢化・定住促進等についても同様である。

あくまでも市民の目線に立った利便性、事務の効率化の観点から業務全体の実態調査を行い、これを反映した組織づくりを図られたい。

### **(3) 人材育成について**

多岐にわたる部門から適正に合った職務を見出す職員育成のため3～5年程度のジョブローテーションを取り入れ多く実施しているが、部署によっては専門的な知識を必要とするものもある。例えば市民病院では病院業務全般に精通した人材育成のために事務専門職員を採用している。

このように専門性の高い職員が必要な部署においては専門職育成のためのジョブローテーションの積極的な導入を推し進められたい。また何よりも中長期的な方向性を必要とする業務においては、核となるスペシャリストの育成を検討されたい。

#### **(4) 施設の管理運営について**

多くの市有施設は老朽化が進み修繕費が年々増えるなか市有財産（施設）運用管理マスタープラン個別施設計画には施設の対策費用として66億円見込まれている。

しかし、期間が令和10年度までとなっているうえ道路構造物等に含まれていない施設があるため、将来的に全施設で必要となる費用は不透明である。限りある財源を効果的かつ効率的に活用する行財政運営を行うためには総費用の把握が必要である。更に把握後は必要に応じて施設ごとの基金創設や基金増額により施設の適正管理運営に努められたい。

また、新施設計画時には建設費、管理費、解体等までの施設のライフサイクルコスト算出を行い、次期の施設の必要性、規模検討に反映されたい。

#### **(5) 公営企業会計的手法導入について**

下水道事業は施設の老朽化、人口減少による料金収入の減少等経営環境の厳しさが増すなか、経営状況を把握して経営基盤の強化を行うため令和2年度から病院事業及び水道事業と同様の公営企業会計処理を行う事となった。

これは、地方公営企業法によるものであるが、この範疇に該当しない汚泥処理センター等の料金収入が経営に大きく影響を及ぼす事が予想される。よって類似施設も含めた将来的な安定経営を目指すための計画的な料金改定および経営状況のよりの確かな把握が行えるような公営企業会計的手法導入を推し進められたい。

#### **(6) 随意契約の締結について**

随意契約は地方自治法施行令及び中津川市契約規則に基づき締結されるべきだが、要件を満たしていないものが散見された。中津川市随意契約ガイドライン、契約事務マニュアル随契用、随意契約理由作成チェックリストを用いて事務手続きを厳格にチェックする必要がある。

また、施設管理委託業務では随意契約の理由は適正ではあったとしても、契約金額の根拠については検証が充分になされていない場合があった。業者見積り単価、業務内容の精査を行い適正な価格を求め契約されたい。

なお、予定価格が50万円以下の場合には中津川市入札参加資格登録業者でなくとも見積書の徴収は可能なので、市内産業振興及び競争を促すために新たな業者の参入機会を設けるよう図られたい。

### **(7) 教育環境の更なる充実について**

学校現場では生徒指導上の諸課題に対して教師は勿論であるがスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーの存在は必要不可欠である。今後更に複雑かつ多様となる学校全体の諸課題に対してはスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー及び特別支援教育支援員等の各種支援員の充実が一層望まれる。

また、手厚い教育環境づくりを住み良いまちづくりの一環としても進め移住定住に繋がりたい。

### **(8) 預金通帳の管理について**

外部団体の預金通帳を管理している部署があり、中には複数冊預かっているケースが見られた。県内他市においては預金通帳の不正管理による横領事件が発生しているので、このような事案に繋がらないよう管理体制を徹底されたい。